

2020年度(令和2年度)事業計画

自 2020年4月～至 2021年3月
(自令和2年4月～至令和3年3月)

第1 基本認識

1 わが国の経済社会の動向

わが国経済について見ると、「景気は、輸出が弱含むなかで、製造業を中心に弱さが一段と増した状態が続いているものの、緩やかに回復している。」、「先行きについては、当面、弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあつて、緩やかな回復が続くことが期待されるが、新型コロナウイルス感染症が内外経済に与える影響に十分注意する必要がある。また、通商問題を巡る動向等の海外経済の動向や金融資本市場の変動の影響にも留意する必要がある。」とされている。新型コロナウイルス感染症の終息並びに 2019 年度補正予算及び 2020 年度予算・税制改正などにより、景気が回復することを期待する。

2 森林・林業・木材産業を巡る状況

(1) 林業・木材産業について政府は、2019年6月21日閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2019」において、“林業・木材産業の成長産業化に向けて、新たな森林管理システムによる経営管理の集積・集約化、国有林の樹木採取権制度による地域の林業経営の育成、路網整備や高性能林業機械の導入等を推進する。セルロースナノファイバーの研究開発、高精度な資源情報を活用した森林管理、自動化機械の開発、ICTによる木材の生産管理などスマート林業等の林業イノベーションを推進する。CLTを含めた木材の中高層建築物や非住宅等への利用拡大、生産流通構造改革を進め、効率的なサプライチェーンを構築する。”としている。同「未来投資戦略2019」において“林業改革”の中で“① 原木生産の集積・拡大② スマート林業等の推進(林業イノベーション)③ 木材の利用促進”が記載されている。

このような流れを受けて、「森林経営管理法」が 2019 年 4 月 1 日に施行され、「森林経営管理制度」がスタートした。

また、森林環境税は、2024 年施行、森林環境譲与税は、2019 年度から全国の自治体に配分されている。

国の 2020 年度予算についても、林業成長産業化総合対策が実施されると共に、2019 年度補正予算において、合板・製材・集成材国際競争力強化対策等が盛り込まれている。

(2) 2019 年の新設住宅着工は、総数で 905 千戸、前年比 4.0%減、木造住宅 523 千戸と前年比 3.0%減と、漸減した。国産材については、原木、製材品の価格は、ここ数年ほぼ横ばいで推移している。今後、東京オリ・パラ及び消費増税後の需要の動き、合板製造、大型製材工場、CLT 製造、プレカット加工、木質バイオマスなどの需要の激変に柔軟に対応できる供給体制づくりが引き続き求められている。

(3) 長期的には少子化が進み、住宅着工の伸びを期待しにくい情勢にある。木材利用拡大のためには、各種施策の実施による国産材・木造建築への関心の高まっているこの時期にこそ、消費者

や建築関係者等との連携を深め、地域型住宅への木材利用推進、リフォーム並びに非住宅分野とりわけ都市の木造・木質化の取組等での積極的な木材利用並びに SCM 構築など、可能な限りの取り組みを行う必要がある。

(4) パリ協定等を踏まえ、「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、二酸化炭素排出量の 2020 年度目標を 2005 年度比 3.8%以上、2030 年度目標を 2013 年度比 26%減とし、森林吸収源対策で、それぞれ、2.7%以上、2.0%の確保が目標とされた。COP24において、「森林宣言」が発表され、パリの協定の長期目標の達成に向けて、森林及び林産物の世界全体の貢献を確実なものとするための活動を加速化すること、森林による温室効果ガスの 吸収や貯留の貢献を定量化する取組について評価するとともに、都市、地域、企業等が、森林関連の活動に対する決意を発信していくとの趣旨となっており、我が国もこの宣言に賛同した。そのため、間伐や地域材利用の推進が必要で、2019 年度税制改正において、森林環境税(2024 年度から課税)及び森林環境譲与税(2019 年度から譲与)の創設が盛り込まれた。地球温暖化対策を推進する上で、大気中の二酸化炭素を減少させる手段として、森林整備と木材利用は重要であり、低炭素社会実現のため木材関係者は、地球温暖化防止における森林や木材利用の意義、木造建築の良さを積極的に情報発信することが求められる。

また、稼働が本格化している木質バイオマス発電施設等への木質バイオマスの供給体制づくり、違法伐採対策推進のため、“クリーンウッド法”への適切な対応と併せ、合法証明木材・木製品の供給体制整備並びに信頼性の維持・向上等情勢に応じ、適切に取り組む必要がある。

(5) 我が国の「豊富な森林資源の循環利用を推進していくためには、木材を生産する林業や、木材製品の消費者・実需者だけでなく、木材を木材製品に加工し流通させる木材産業の存在が不可欠である」。木材市場は木材の集出荷、仕分けや与信管理、在庫管理などの機能発揮を通じて、国産材の安定供給に重要な役割を果たしてきた。また、採材方法等、木材の付加価値向上のため、市場での有利販売を通じて、山元への利益還元に努めてきた。更に、「木材市場は、出荷者の供給力や集荷力、買方のニーズなど様々な情報を有しており、これらも活用しながら与信管理を行い木材需給のマッチングを行っている」。地域の製材工場は、山村経済の雇用確保など地域振興に不可欠な存在であり、その事業活動に不可欠な原木の安定確保が求められている。原木市場は、今後ともこうした役割を適切に発揮するとともに、大型製材工場の整備など国内の木材産業の大型化、高度化に対して、並材等の取引の規模拡大と効率化が不可欠である。このため、地域において原木の適切な仕分けのほか、中間土場の整備、木材情報の受発信体制の整備等を進めながら、素材生産、森林組合等の関係者とともに、国産材の安定供給体制の整備に努めることが重要である。

また、製品市場については、昨今のプレカット流通の拡大、住宅に対する消費者の嗜好の変化、建築設計関係者の意識の変化が進行している一方で、大型製材工場の増加に伴い、製材品の適正在庫や販路確保などが求められている。これらの役割発揮とともに、需要者視点に立って、品質規格の明らかな製材品の安定供給を行うとともに、買方(木材小売)、大工・工務店等と一丸となって、地域材の活用や J A S 製材品等の普及促進が重要である。

更に、10 年目を迎える東日本大震災及び台風・豪雨災害等近年多発する自然災害からの速やかな復興に向け、木材の需給安定など、復旧・復興支援の推進が重要であり、消費地において

も、放射能に関する正確な知識の普及など、風評被害の防止と地域産材の利用促進に引き続き取り組む必要がある。

(6) 木材貿易関連では、日 EU・EPA について、2019年2月1日に発効した。構造用集成材等の即時関税撤廃を回避し、一定の関税撤廃期間が確保された(7年の段階的削減。8年目に撤廃)。構造用集成材等の木材製品については、競争力を高めるため、加工施設の生産性向上、競争力のある製品への転換、効率的な林業経営が実現できると見込まれる地域における原木供給の低コスト化等を推進することとされている。これらの施策等の具体化による地域の木材需給及び市況並びに林業・木材産業への影響を見極めつつ、適時適切な取り組みが必要となる。

また、海外の資源事情の変化や日本産木材への評価の高まり等により、近年、国産材輸出は増加傾向にあり、木材産業の成長産業化の流れに沿って、海外の諸情勢も踏まえつつ、丸太だけでなく国産製材品等の輸出促進にも、積極的に取り組む必要がある。

このような基本認識に立って、当連盟は次のような事項に重点的に取り組むものとする。

- ア 都市部等での木材利用拡大のため法律・制度の見直し等抜本的対策の実現への取り組み
- イ 合法木材・品質の確かな JAS 製材品等の安定供給体制の整備
- ウ 林業成長産業化総合対策等への協力及び市場機能の高度発揮による生産流通改革、国産材の安定供給体制等 SCM の整備・構築
- エ 森林環境譲与税等も活用し、山元に利益を還元できる体制の構築並びに木材利用の促進
- オ 行政・議会等への各種提言活動と制度改正等への取り組み

第2 事業計画

1 地球温暖化防止に寄与する木材利用拡大への取り組み

- (1) 木材と建築をつなぐ人材等の育成のための木材アドバイザー講習会の更なる充実
 - ・環境問題、木材・建築等の知識を身につけ、木の良さを理解し PR できる人材の育成
- (2) 「全市連木材PR月間」及び「森林環境譲与税」等を活用した効果的な PR 活動の推進
 - ・地球温暖化防止に寄与する森林の役割、木材利用等の意義について PR
 - ・市場施設等も活用し、木工教室等を通じた一般消費者等も含めた効果的な PR 活動の推進
 - ・木材の性質や種類にかかる正しい知識の普及と木材利用事例の情報提供
 - ・木材小売業、大工・工務店及び建築士等との連携による「木材利用」の積極的な PR
- (3) 海外市場への国産材輸出への取り組み
 - ・海外市場等に関する情報・知識の収集と国産材輸出の促進
- (4) 公共建築物、商業施設及び中高層建築物等や公園、道路、歩道など街づくり、都市部での木造・木質化のため、都市の木造化推進協議会及び同議員連盟等と連携した、法律・制度見直し等への取組

2 品質の確かな木材製品等の安定供給体制の整備

- (1) 合法木材等の供給体制整備と信頼性の維持・向上

- ・CW 法に基づく合法木材及び木質バイオマスの供給体制の整備
 - ・合法木材・木質バイオマス証明の信頼性の維持・向上のため、ガイドラインの徹底等の研修会、現地確認等を含めたモニタリング体制等への参加
- (2) JAS 製材品、乾燥材などの流通拡大
- ・設計者や大工・工務店等に対するJAS製材品のPR
 - ・生産者との連携によるJAS製材品の供給体制づくり
 - ・林野庁の JAS 製材品普及関連事業等への協力
 - ・関係団体と連携した、新たな JAS 認定工場への JAS 展出品への働き掛け
- (3) 森林認証制度、木材ラベリングへの適切な対応

3 木材の安定供給体制の整備強化

- (1) 地域に必要な木材の安定供給
- ・SCM フォーラム(生産流通構造改革促進事業)等への積極参加とData ベース等も活用した木材需給情報の把握
 - ・地域の製材工場、伝統工芸加工業等へのきめ細かな販売
 - ・有利販売につながる採材、仕分けの徹底
 - ・国有林との連携及び販売制度等の活用
- (2) 大口需要・広域流通に向けた取引規模の拡大と取引の効率化
- ・会員市場等相互間の連携等による取引規模の拡大
 - 統一規格による仕分、IT 活用等による取引の効率化の推進
- (3) 木材の付加価値向上に向けた取り組み
- ・素材生産との連携による地域特産材の生産販売と商品開発
 - ・固定価格買い取り制度に対応する木質バイオマス証明事業の的確な推進等
- (4) 優良木材展示会等の開催
- ・新たなブランド材等も対象にした全国優良木材展示会、国産材地方展示即売会の開催
 - ・地域の林業・木材関係者との連携による個々の市場の特色を生かした、あるいは、地域の複数市場の連携による特別市の積極的な開催

4 各種提言活動と制度改正等への取り組み

- (1) 行政・議会等への木材利用、木材流通の推進等に資する各種提言活動
- (2) 木づかいの取り組みなど、各種の木材利用促進活動への積極的な参加
- (3) 関連する税制改正への取り組み
- ・軽油引き取り税免税措置等木材産業、林業関係税制の維持・改善
 - ・住宅、土地税制の改善
- (4) 経営安定化のための金融制度の改善・拡充
- 政府系金融機関の融資制度の充実強化及び信用制度の充実
- (5) 中小企業関係諸制度への対応
- (6) 都市の木材化推進協議会等関係団体及び同議員連盟等との連携強化

(7) 大震災・原発事故関連及び風水害等への対応

- ・放射能に関する正しい知識の普及
- ・風評被害対策等への協力と地域材の利用拡大

5. 労働安全衛生対策と雇用対策等の推進

(1) 労働安全衛生対策、雇用対策の推進

- ・職場環境の整備と労働安全対策の徹底による災害の未然防止
- ・働き方改革を総合的に推進するための具体的な取組の強化
- ・諸制度の活用による雇用対策の推進

(2) 福利厚生事業の充実確保

- ・全市連福祉共済制度の PR 及び一層の加入促進、増口運動の展開等と高齢化に対応する「悠々コース」の活用促進

6. 事務・業務の改善と加盟促進及び調査・研究等の推進

(1) 行政との連携強化

連盟総会・役員会等での引き続いての行政の御指導と支部総会・意見交換会等での行政の御指導等をお願いして行く。

(2) 連盟運営への会員の意向の反映

連盟運営への会員の意向等の把握強化とその反映に努める。

(3) 「原木部会」及び「製品部会」開催による課題の把握とその対応策等の検討及び会員への情報提供並びに行政等への働きかけ

(4) 市場・共販所・木材センターの現状把握と連盟未加入市場の加入促進働き掛け

(5) 全市連ホームページ(「会員の掲示板」)及び全市連時報の活用、並びに関係団体との連携による、木の良さ、木材利用、木材市況、各種施策等の情報を迅速に発信するとともに、需給動向・流通構造の変化等についての調査・研究にも取り組む。

(6) 木材利用拡大のためのPR資料の有効活用

(7) 事務局運営の効率化と会員サービスの向上

- ・情報連絡体制の充実(連盟HPの活用とMailによる、情報提供)。

(8) 木材アドバイザーの養成と建築士会 CPD 等との連携を含めた有効活用等への取り組み

(9) 事務の効率化と財務改善

- ・SCM 構築支援事業データベースの活用等による事務の簡素化・効率化、各種支出の効率化